

### 学生及び教職員に感染者等が発生した場合の対応基準

下表を参考にリスク管理室会議にて協議する。

		発生事象に該当する 学生・教職員への対応		発生事象に該当しない学生・教職員への対応		行動指針レベル の変更
		学生	教職員	学生・教職員	帰宅困難な寮生	
発生 事象	感染	保健所から就業制限が 解除される日まで 出席停止	保健所から就業制限が 解除される日まで 就業禁止	中央東福祉保健所と相談の上、判断する。 ・感染経路が判明し、学外での感染が明らかであり、 他の学生や教職員に感染を広めている恐れが低い場合は、 発生時点の行動レベルに従う ・学内で感染が広がっている恐れが高い場合は、行動 指針レベル5に従う	状況に合わせて切正寮で対応する	中央東福祉保健所 と相談の上、判断
	濃厚接触	保健所から指定される 期間自宅待機※ 帰宅困難な寮生は 切正寮に待機	保健所から指定される 期間自宅待機※ 職務専念義務免除 もしくは在宅勤務	中央東福祉保健所と相談の上、判断	中央東福祉保健所と相談の上、判断	中央東福祉保健所 と相談の上、判断
	感染疑い	自宅待機 帰宅困難な寮生は 切正寮に待機	自宅待機 職務専念義務免除 もしくは在宅勤務	発生時点の行動指針レベルに従う	発生時点の行動指針レベルに従う	変更なし

※：保健所から指示がなくても、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から発出の、令和4年3月16日付け（令和4年7月22日一部改正）事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」により、特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認されたものを必ず用いること）を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から自宅待機の解除を可能とする。

注：本対応基準は必要に応じて整理・修正します。